

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで！

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

給与の変更をお知らせください！

健康保険・厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額をもとに計算します。この標準報酬月額は、原則、資格取得時に提出する「被保険者資格取得届」や毎年4月・5月・6月の給与の平均額を届け出る「算定基礎届」により決定されますが、**固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合には、「報酬月額変更届」により標準報酬月額が改定**されます。改定は次の3つの要件のすべてに該当するときに行われます。

- (1)昇給・降給により**固定的賃金(※)**に変動があった
- (2)従前の標準報酬月額と、変動月から3カ月間に支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた
- (3)3カ月間の支払基礎日数が各月17日以上あった

(※)固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいい、その変動には次のようなものがあります。

昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)、給与体系の変更(日給から月給)、日給や時間給の単価変更、歩合率の変更、固定的な手当(住宅手当・役付手当等)の変更など

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、時間給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、歩合率など	残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当、休日出勤手当など

改定の要件に該当する場合には年金事務所への届出が必要ですので、ご連絡ください。

【日本年金機構より】

地域別最低賃金額が引上げられる見込みです！

今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は26円(昨年度は25円)となり、**目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなります。**

また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.1%(昨年度は3.0%)となっています。

<平成30年10月地域別最低賃金額改定引上げ額の目安>

都道府県	H30年10月引上げ目安
埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪※	27円
茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	26円
北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	25円
青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	23円
47都道府県平均(加重平均)	+26円

※大阪の場合、現在の最低賃金額**909円**+引上げ目安額**27円**となり、H30年10月から適用される最低賃金額は**936円**になる見込みです。

【厚生労働省より】